

IPMに基づく

ねずみ・害虫管理の 進め方

P 建築物の維持管理業務は、高い専門性と技術力が要求されることから、建築物衛生法には、一定の物的・人的要件等を満たす事業所の知事登録制度（8業種）があります。その中の一つ「ねずみ昆虫等防除業（7号登録）」の登録を受けている事業所は、全国で2,000社以上もあります。

建築物衛生法第12条の6により、昭和58年に厚生労働大臣の指定を受けた「社団法人日本ペストコントロール協会」及び「社団法人全国ビルメンテナンス協会」は、害虫防除業中央協議会という団体を作り、登録事業者の資質向上を目的として様々な事業を行っています。

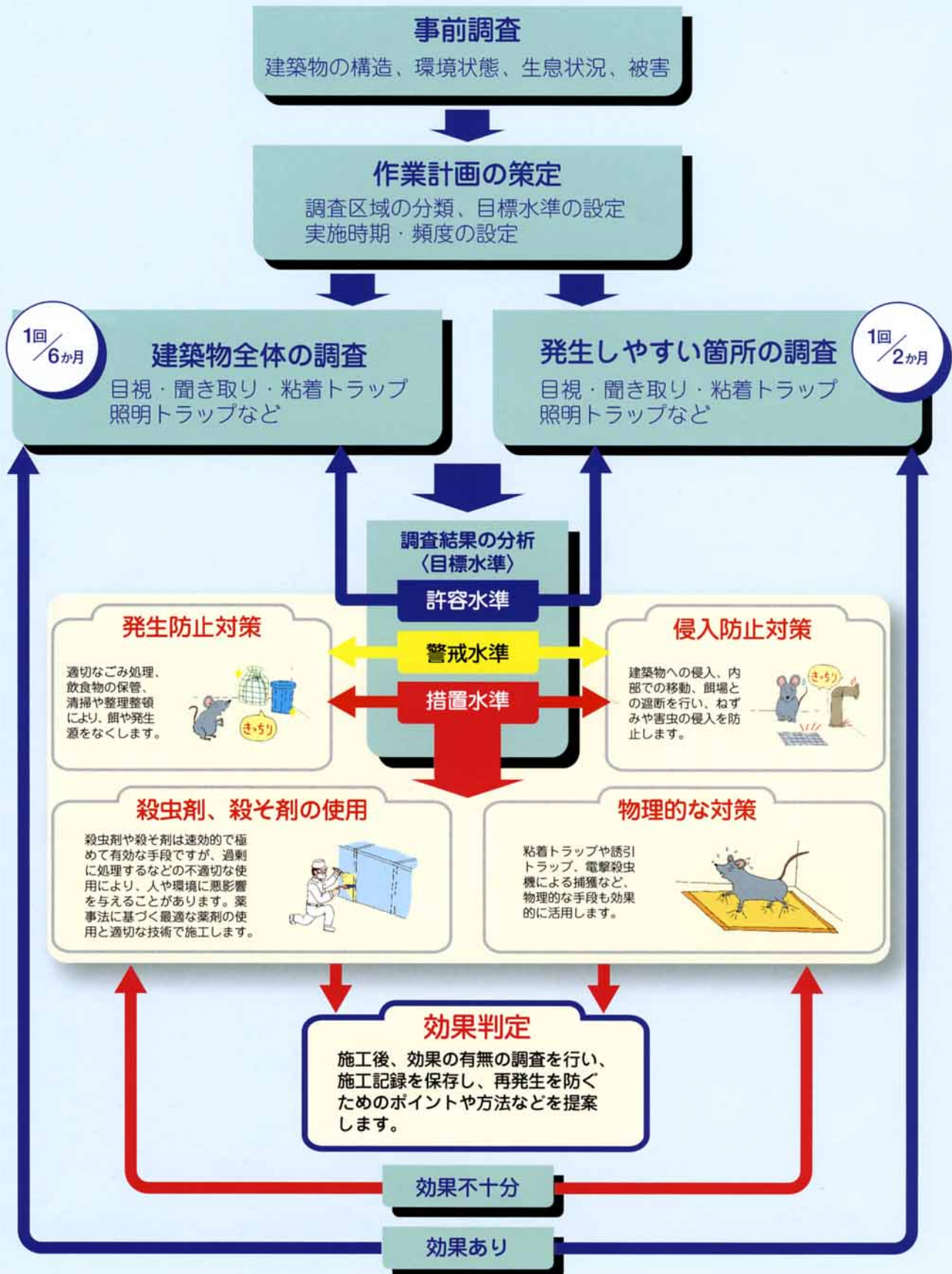
害虫防除業中央協議会

厚生労働大臣指定団体

社団法人 日本ペストコントロール協会
〒101-0045東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4
電話 03-5207-6321 FAX 03-5207-6323
<http://www.pestcontrol.or.jp>

社団法人 全国ビルメンテナンス協会
〒116-0013東京都荒川区西日暮里5-12-5
電話 03-3805-7561 FAX 03-3805-7561
<http://www.j-bma.or.jp>

IPMによる ねずみ・害虫対策の流れ



建築物衛生法における適正業務

平成14年12月に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称：建築物衛生法）」の一部が改正され、ねずみや害虫の防除方法が大きく変更されました。また、平成20年1月25日に改定された「建築物環境衛生維持管理要領」では、総合的有害生物管理（IPM）思想の導入と具体的な方法が示されています。

IPM：Integrated Pest Management

○ 対象となる建築物は？

法律では特定建築物が対象ですが、特定建築物以外でも多数の人が利用する建築物では、この法律に従うことが求められています。（法律第四条第三項）

○ 対象となる防除動物は？

ねずみ、昆虫、その他、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物を対象とします。（省令第四条の四）

○ 防除の進め方

- ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。（政令第二条第三号口）
- 建築物全体について6か月以内に1回、定期的に、統一的に調査を行い、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するための必要な措置を講ずること。（省令第四条の五第二項第一号）
- 発生しやすい箇所について、2か月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。（告示第百十九号第六の二）
- 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品又は医薬部外品を用いること。（省令第四条の五第二項第二号）
- 侵入の防止・発生の防止の徹底
防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。（告示第百十九号第六の三）
- 化学物質等に過敏な人への配慮
ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。（告示第百十九号第六の五）
- 効果判定の実施
防除作業終了後の効果判定において、防除の効果が認められない場合はその原因を確かめ、今後の作業計画の参考にするとともに、必要に応じ、再度防除作業を行うこと。（健衛発第01250001号）

○ 総合的有害生物管理（IPM）（厚生労働省健康局長通知 健発第0125001号）

建築物環境衛生維持管理要領では、IPM理念による具体的な方法が示されています。人の健康リスクと環境への負荷を最小限にとどめる方法で、ねずみ・害虫等を管理しなければなりません。実施のための組織作りをし、全体を統括する責任者を決め、各担当者として役割分担を決定します。

- 生息調査／適切な生息密度調査法に基づき生息実態調査を実施すること。
- 目標設定／生息調査の結果に基づき、目標水準を設定し、対策の目標とすること。
- 防除法／
 - ア 人や環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮すること。特に、薬剤を用いる場合は十分な検討を行い、日時、作業方法等を建築物の利用者に周知徹底させること。
 - イ まずは、発生源対策、侵入防止対策等を行うこと。発生源対策のうち、環境整備等は、発生防止の観点から日常的に実施すること。
 - ウ 有効かつ適切な防除法（薬剤やトラップ、防虫・防鼠工事）を組み合わせる実施すること。
 - エ 食毒剤（毒餌剤）の使用は、誤食防止を図ること。防除終了後は直ちに回収すること。
 - オ 薬剤散布後、一定時間入室を禁じて、換気を行う等利用者の安全を確保すること。
- 評価／対策の評価を実施すること。評価は有害生物の密度と防除効果等の観点から実施すること。



防除の進め方の一例として、平成20年1月25日に「建築物における維持管理マニュアル」が通知されました。ここでは、マニュアルで示されている目標水準の考え方を紹介します。

○ 目標水準 (厚生労働省健康局生活衛生課長通知 健衛発第0125001号)

建築物内のねずみ・害虫の生息をゼロにするには、経済的、精神的な負担が大きくなりますが、害虫等が僅かに生息したとしても、人にとってはそれほど大きな障害になることはありません。逆にゼロを求めるあまり、過度に薬剤を使用し、その弊害を受けてきた事例があります。このようなことから、標準的な目標水準を設定し、それをもとに管理することが妥当と考えられており、マニュアルでは、調査から得られる捕獲指数などをもとに、水準を3段階に分け、それぞれに必要な措置を定めています。

目標水準は対象となるねずみや害虫ごとに設定されています。参考にして下さい。

水 準	状 態	措 置
許容水準	環境衛生上、良好な状態	6か月以内に一度、発生の多い場所では2か月以内に一度、定期的な調査を継続する。
警戒水準	放置すると今後、問題になる可能性がある状況	警戒水準値に該当する区域では、整理、整頓、清掃など環境整備の状況を見直すことが必要である。また、整備を行うにもかかわらず、毎回、発生する場所では、管理者や利用者の了解を得て、人などへの影響がないことを確認した上で、掲示をして、毒餌などを中心に薬剤処理を行う。 許容水準をクリアしているにもかかわらず、複数の種が発生する場所では、環境が悪化している恐れがある場所が多いことが考えられるので、清掃等を中心に環境整備状況を見直す。
措置水準	ねずみや害虫の発生や目撃をすることが多く、すぐに防除作業が必要な状況	水準値を超えた区域では、発生源や当該区域に対して環境的対策を実施すると同時に、薬剤や器具を使った防除作業を実施する。

○建築物衛生法の政省令・告示・通知は、厚生労働省のホームページから原本をダウンロードすることができます。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/index.html>

○ 国の建築物における防除業務の方針

国が管理する建築物の防除業務については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)において、人や環境への負荷軽減の観点から、殺虫剤等の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置を講じることが求められています。

また、国土交通省監修「建築保全業務共通仕様書(平成20年版)」の資料編に、建築物衛生法の考え方に則した調査・防除の仕様書が示されています。

○ 刊行物の紹介

本協議会では、建築物衛生法の登録事業者の資質向上を図るため、防除業に関するテキストを作成し、指導にあたっています。本テキストは、本協議会の各構成団体で販売しています。



建築物における
ねずみ・昆虫等
防除技術基準



防除作業従事者
研修用テキスト